



宮 崎 県 公 報

令和5年5月1日(月曜日) 第403号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然環境課) 1

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(“) 3
- 保安林の指定……………(自然環境課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(“) 4
- 土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課) 4

○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し……………(会計課) 5
公 告

○入札公告……………5

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………6
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………7
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………7
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………7

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第31号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

「住 所
氏 名
別記様式第1号中 職 業
生年月日 年 月 日生
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」

「 住 所
氏 名
電 話 番 号
を 職 業
生年月日 年 月 日生
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)」

に改め、同様式付表1及び付表2中

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣又は 採取する鳥獣の卵 の種類及び数量	狩 猟 免 許			銃器を使用する場合			備 考
						種類	交 付 知事名	番 号	交 付 年月日	所持許可 証 番 号	交 付 年月日	

住 所	氏 名	電 話 番 号	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣又は 採取する鳥獣の卵 の種類及び数量	狩 猟 免 許			銃器を使用する場合			備 考
						種類	交 付 知事名	番 号	交 付 年月日	所持許可 証 番 号	交 付 年月日	

改める。

別記様式第2号中 「 依 頼 者 住 所
(被害者) 氏 名
職 業 」 を 「 依 頼 者 住 所
(被害者) 氏 名
電 話 番 号
職 業 」 に改める。

別記様式第3号中「㊟」及び「(記名押印又は署名)」を削り、同様式付表中

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣又は 採取する鳥獣の卵 の種類及び数量	狩 猟 免 許			銃器を使用する場合			備 考
						種 類	交 付 知事名	番 号	交 付 年月日	所持許可 証 番 号	交 付 年月日	

を

」

住 所	氏 名	電話番号	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣又は 採取する鳥獣の卵 の種類及び数量	狩 猟 免 許			銃器を使用する場合			備 考
						種 類	交 付 知事名	番 号	交 付 年月日	所持許可 証 番 号	交 付 年月日	

に

」

改める。

別記様式第3号の2中「印」を削る。

別記様式第3号の3中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項を削り、同様式別紙中

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	※銃器を使用する場合			備 考
					所持許可証番号	交付年月日	鉄砲の種類	

を

」

住 所	氏 名	電話番号	職 業	生年月日	※銃器を使用する場合			備 考
					所持許可証番号	交付年月日	鉄砲の種類	

に

」

改める。

別記様式第4号中「印」を削り、同様式記載上の注意事項中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第4号の2表面中「印」を削り、同様式裏面記載上の注意事項中4を削り、同様式別紙3中「印」を削る。

別記様式第4号の3中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項を次のように改める。

記載上の注意事項

不要な文字は抹消し、該当項目の□に✓を付すること。

別記様式第4号の4中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項を削る。

別記様式第4号の5中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項を次のように改める。

記載上の注意事項

申請者の住所、名称又は代表者の氏名に変更がない場合は、変更前の住所、変更前の名称及び変更前の代表者の氏名欄を省略することができる。

別記様式第4号の6中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項を削る。

別記様式第4号の7表面中「印」を削り、同様式裏面記載上の注意事項中4を削り、同様式別紙3中「印」を削る。

「住 所

別記様式第5号及び別記様式第6号中 氏 名 ㊟ を

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」

住 所

氏 名

電話番号

に改める。

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号) 」

「住 所

氏 名

職 業

生年月日

年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」

「住 所

氏 名

電話番号

職 業

生年月日

年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号) 」

に改める。

別記様式第8号中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項を次のように改める。

記載上の注意事項

「備考」欄には次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

(3) 過去に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受けたものにあつては、

その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記様式第9号中「印」を削り、同様式記載上の注意事項中3を削る。

別記様式第9号の2中「印」を削り、同様式記載上の注意事項中6を削る。

別記様式第10号中「@」及び「印」を削る。

別記様式第11号中「@」及び「印」を削る。

別記様式第11号の2中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項中3を削る。

別記様式第12号中「印」を削り、同様式記載上の注意事項中6を削る。

別記様式第13号中「印」を削り、同様式記載上の注意事項中6を削る。

別記様式第14号中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項中3を削り、4を3とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510600820	きんこう	日向市日知屋 120 00番地19	有限会社錦江	日向市大字日知屋 16751番地	令和5年5月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 362号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和5年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550800116	児童発達支援センターはぐはぐ子ども村西都	西都市大字黒生野 331	特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむ	児湯郡木城町石河内 788番地11	令和5年5月1日	福祉型児童発達支援センター

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 363号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年5月1日

- 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字平佐3187(次の図に示す部分に限る。)、3208-1、3208-5、字板淵3346-1、3346-12、3346-14、3346-16、3346-17
- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 364号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市大字大納字西野 493-イ
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 365号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和5年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 起業者の名称 都城市
- 2 事業の種類 妻ヶ丘地区公民館建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 宮崎県都城市上東町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
妻ヶ丘地区公民館建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第3条第22号に規定する「社会教育法（昭和24年法律第 207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律

第 118号）による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である都城市は、社会教育法第21条第1項の規定に基づき本件事業を実施しており、必要な経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

① 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現妻ヶ丘地区公民館（以下「現公民館」という。）は、昭和48年度に建設され、雨漏りや内壁の亀裂など老朽化が著しい上に、現在の耐震基準を満たしておらず、バリアフリーにも対応していない。また、駐車スペースが不足しており、概ね3日に一度は満車状態が発生している。

本件事業は、耐震構造かつバリアフリーに対応した地区公民館及び適正な規模の駐車場を整備するものであり、地区公民館を中心とした地域福祉、生涯学習活動及び社会教育の充実を図るものである。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

工事期間中は低騒音型・低振動型建設機械を使用して騒音、振動を抑制する措置を講じ、供用後についても、駐車場を利用する車両が多少増加する程度であるため、近隣住民の生活環境や大気環境等への影響は軽微である。

また、特筆すべき動物、植物及び生態系は存しない上に、本件事業による改変面積も最小限に抑えられていることから、自然環境に対する影響も軽微であると予測されている。

なお、起業地には文化財が存在せず、周知の埋蔵文化財包蔵地でもない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 代替案等の検討について

起業地の選定に当たっては、既存の施設周辺を含む範囲のうち、3案の比較について、施設への利便性、工事施工の難易度、事業費の多寡等の条件に基づいて総合的に比較した結果、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

上記①～③を総合的に判断した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

以上から、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

現公民館は、雨漏りや内壁の亀裂など老朽化が著しく、現在の耐震基準を満たしていないため、早期の改修は喫緊の課題である。また、2階建でありバリアフリーにも対応していないことに加えて、駐車スペースが不足しており、概ね3日に一度は満車状態が発生している。このことについては、利

用者や地元自治会等からも早期改修の要望があがっている。
以上から、早期に施行する必要性は高いと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

上記③のとおり、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の公益性の発揮のために必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所
都城市教育委員会生涯学習課

宮崎県告示第 366号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和5年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
延岡農業協同組合	延岡市北一ヶ岡4丁目4番地8 延岡農業協同組合伊形支店内	令和5年4月28日
	延岡市恒富町4丁目27番地 延岡農業協同組合恒富支店内	
	延岡市出北2丁目19番地12 延岡農業協同組合東延岡支店内	
	延岡市野田1丁目4番地5 延岡農業協同組合南方支店内	
	延岡市大門町 804番地 延岡農業協同組合東海支店内	
	延岡市北方町川水流卯1366番地 延岡農業協同組合北方支店内	
	延岡市北浦町古江2402	

番地2 延岡農業協同組合北浦支店内
延岡市北川町川内名7103番地1 延岡農業協同組合北川支店内

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年5月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- 件名 宮崎交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守委託
- 借入物品及び数量 宮崎交通管制システム上位装置 一式
- 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- 契約期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- 納入場所 仕様書のとおり
- 要求所属 宮崎県警察本部交通部交通規制課 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料及び保守委託料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者であること。
- 過去5年間に於いて、全国警察に交通管制システム上位装置を開発した実績を有する者であること。
- 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

- (6) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)から(5)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (7) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書に必要な書類を添付して、令和5年6月21日（水）午後5時までに下記13の場所に提出しなければならない。提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。

また、納入する物品が仕様を満たしているか、令和5年5月26日（金）午後5時までに要求所属へ審査書類を提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）し、要求所属の審査を受けること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間
令和5年5月1日（月）から令和5年6月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときはあらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

- (2) 期間 令和5年5月1日（月）から令和5年6月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 令和5年5月1日（月）から令和5年5月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで） ※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
(2) 期限 令和5年6月23日（金）午前11時 ※送付にあつては、令和5年6月22日（木）午後5時必着とする。
(3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
(2) 日時 令和5年6月23日（金）午前11時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Miyazaki Traffic Control system Equipment, 1 set
(2) Time limit for tender 11:00 a.m. 23 June, 2023 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 22 June, 2023)
(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.TEL: 0985-31-0110

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項

に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年4月15日現在次のとおりである。

令和5年5月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,829人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 211,431人

宮崎県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年4月15日現在次のとおりである。

令和5年5月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区 110,413人

延岡市選挙区 33,097人

日南市選挙区 14,166人

小林市・西諸県郡選挙区 14,716人

日向市選挙区 16,500人

串間市選挙区 4,828人

えびの市選挙区 5,112人

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年4月17日現在次のとおりである。

令和5年5月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,828人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、そ

の総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 211,422人

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年4月17日現在次のとおりである。

令和5年5月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

小林市・西諸県郡選挙区 14,714人

西都市・西米良村選挙区 8,495人

東諸県郡選挙区 7,267人

児湯郡選挙区 18,612人

東臼杵郡選挙区 7,462人

西臼杵郡選挙区 5,276人

--	--